

軽自動車税の減免についてのお知らせ

◎軽自動車税（種別割）の減免申請期間は5月31日（月）までです。

軽自動車を所有する方で、一定の要件(障害の程度、軽自動車の名義、使用目的等)を満たす場合は、申請により軽自動車税（種別割）の減免が受けられますので、納税通知書が届きましたら、申請期間内に手続きをお願いします。

【減免の対象となる障害の程度】

障害の区分		障害の程度	
		本人の運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害		1～4級	
聴覚障害		2、3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能の喪失(喉頭摘出のみ)		3級	対象外
上肢機能障害		1～3級	1級及び2級の1・2
下肢機能障害		1～6級	1、2級及び3級の1
体幹機能障害		1～3級、5級	1～3級
脳原性	上肢機能	1～3級	1級、2級の両上肢
	移動機能	1～6級	1、2級及び3級の両下肢
心臓・じん臓・呼吸器機能障害		1～4級	
ぼうこう・直腸及び小腸機能障害		1、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	
肝臓機能障害		1～3級	
知的障害		A1、A2	
精神障害		1級	

【減免の対象となる軽自動車の条件】

区分		自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	18歳以上	本人	本人	特に問わない
	18歳未満	本人または生計を一にする者	生計を一にする者	障害者の通学、通院、通所、または生業に送迎を継続して日常的に行うため（月4回以上かつ1年以上の継続）
知的障害者				
精神障害者				
身体障害者等のみで構成される世帯の者		本人	身体障害者等を常時介護する者	

【申請時に必要なもの】

本人運転の場合	家族運転の場合
障害者本人の日常生活等の移動に使用	障害者の通院・通所・通学・通勤等のために、週一回以上または月4回以上使用し、かつ1年以上継続して使用が見込まれるものであること
① 減免申請書 ② 自動車車検証 ③ 身体障害者手帳等 ④ 運転免許証 ⑤ 印鑑 ⑥ 納税通知書 ⑦ 個人番号通知カードまたはマイナンバーカード	① 減免申請書 ② 自動車車検証 ③ 身体障害者手帳等 ④ 運転免許証 ⑤ 印鑑 ⑥ 住民票（続柄省略なし） ※同居でない場合は、扶養関係を証明する健康保険または確定申告書（住民税申告書）の写し ⑦ 使用内容を証明するもの <ul style="list-style-type: none"> ・通院証明（医療機関） ・通所証明（施設等） ・通学・帰宅証明（学校等） ・通勤証明（会社等） ・生業の証明（民生委員） ⑧ 納税通知書 ⑨ 個人番号通知カードまたはマイナンバーカード

※家族運転の場合は、この他にも要件がありますので詳しくは税務課までお問い合わせください。

◆減免決定したものにつきましては、後日「減免決定通知書」をお送りします。減免決定後は納付は不要となりますので、納税通知書は破棄してください。